

# 平成22年度 行政運営方針

愛  
知  
労  
働  
局

## 1、愛知労働局では労

働行政を総合的に推進するため、平成22年度においては、「雇用と生活を守るための支援」、「労働者の安全と健康を守るためにの対策」、「仕事と生活を守るためにの対策」を最重点対策として取り組むこととしており、労働基準部では、以下の施策に取り組むこととしています。

### ①解雇、賃金不払事案等への的確な対応

●法定労働条件の履行確保上の問題が懸念される事案については、その解決のため迅速かつ適切に対応します。

●大型倒産、大量整理解雇等の情報を把握した場合には、労働基準関係法令違反等の未然防止を行ふため、必要な指導を行います。

- 解雇、賃金不払等の申告事案に対しては、その早期の解決のため優先的に迅速かつ適切な対応を図ります。
- 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営

企業倒産に伴い賃金の支払を受けられないまま退職した労働者の救済を図るため、未払賃金立替払制度に該当する事案については、迅速かつ適正な処理に努めます。

### ③死傷災害減少に係る労働災害防止対策の推進

今後、経済活動が回復すれば、それに伴い労働災害が増加する懸念があるため、「死亡災害の更なる減少を図るための対策」、「リスクアセスメント等の普及促進など自主的安全衛生活動の充実」等に取り組みます。

### ④過重労働対策の推進

●労働契約法等の周知等への対策

●外国人労働者、自動車運転者、介護労働者等、特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

●労災かくしの排除による効率化等の対策

- 上記1の最重点対策に加え、労働基準部では以下の対策に取り組む。  
①一般労働条件の確保・改善対策
- 下請取引の適正化による労働条件の確保
- 最低賃金制度の適切な運営
- 最低賃金額の周知徹底

●下請取引の適正化による労働条件の確保

●最低賃金制度の適切な運営

●最低賃金額の周知徹底

●下請取引の適正化による労働条件の確保

●最低賃金制度の適切な運営

●最低賃金額の周知徹底

●裁量労働制の適正な実施の確保

- 過重労働による健康障害防止のための総合対策」（平成18年厚生労働省策定）に基づき指導を行うとともに、「改正労働基準法の遵守徹底など長時間労働の抑制に向けた取組の推進」、「労働時間管理の適正化の徹底」、「職場における健康管理対策の推進」等に取り組みます。

- 賃金・退職金制度の改善の推進
- 労働者の安全と健康の確保対策
  - ④ 労働者の安全と健康の確保対策
  - ⑤ 安全確保対策の推進
  - 健康確保対策の推進
  - 労災補償対策の推進
  - 労災保險給付の迅速・適正な処理
  - 脳・心臓疾患事案及び精神障害等事案に係る適正な処理
  - 石綿救済法改正等に係る周知徹底及び石綿関連疾患事案に係る的確な対応
- 3、愛知労働局の平成22年度行政運営方針は、以下のとおりです。
- 第1 愛知の労働行政を取り巻く情勢と課題
  - 1、雇用をめぐる情勢と課題
  - 2、労働条件等をめぐる情勢と課題
  - 3、その他労働局における情勢と課題
  - 第2 雇用、労働そして生活を守るために最も点対策
    - 1、雇用と生活を守る

- |   |   |
|---|---|
| <p>ための支援</p> <p>2、労働者の安全と健康を守るための対策</p> <p>3、仕事と家庭を守るための対策</p> <p>4、地方自治体や関係機関との連携</p> <p>第3 愛知の労働行政の具体的対策</p> <p>1、雇用の安定のための対策</p> <p>2、労働者派遣事業をはじめとする労働力需給調整事業に係る対策</p> <p>3、安心・安全・健康に働く職場づくりのための対策</p> <p>4、男女雇用機会均等</p> | <p>確保等のための対策</p> <p>5、労働保険制度の円滑適正な運営</p> <p>6、個別労働紛争解決制度の積極的な運用</p> <p>第4 愛知労働局における行政展開に当たっての基本的対応</p> <p>1、総合的労働行政機関としての機能（総合性）の発揮</p> <p>2、計画的・効率的な行政運営</p> <p>3、地域に密着した行政の展開</p> <p>4、綱紀の保持と行政経費の削減等</p> |
|---|---|

## 事業主の皆様へ

### 年間安全衛生計画を作成しましょう

愛知労働局

労働災害の一層の減少を図っていくには、PDCA（計画—実施—評価—改善）サイクルという一連の過程を定めて、組織的かつ継続的に実施する安全衛生管理に関する仕組み（労働安全衛生マネジメントシステム）を確立し、適切に運用していくことが重要です。

労働災害防止に対する自社の説明責任のためにも、安全衛生目標を設定し、その目標を達成するための安全衛生計画を作成しましょう。

なお、作成された年間計画書については、労働基準監督署への提出は不要です。

安全衛生計画書の様式（雛形）は当局ホームページ（<http://www.Aichi-rodo.go.jp>）に掲載してあります。

監督係（方面）	安全衛生係 (安全衛生課)	（052）961-8653
労災保險係 (労災課)	（052）961-8654	
庶務係 (業務課)	（052）961-8655	